

〔個人年金保険〕

項 目	内 容				
	<p>○個人年金保険とは、保険料を一定期間または保険金支払事由発生時まで運用した後、原則その運用成果を一定期間あるいは生涯にわたって、年金として分割受取りする保険です。</p> <p>○満期がある個人年金保険においては、運用成果を運用期間終了時に年金に代えて、一括受取りすることも可能です。また、運用期間終了前の死亡等の保険金支払事由に該当する場合については、保険金が支払われます。</p> <p>○個人年金保険は、商品毎に契約条件・商品内容が異なります。お申込みの際は各商品の「パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。</p> <p>○個人年金保険は、組み入れられた株式の価格の下落・金利変動による債券価格の下落・信用状況の悪化、また、海外投資資産の場合は、上記事項に加えて、為替相場の変動により、換金時のお受取金の合計額が、当初元本の額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。</p>				
<p>1. 商品種類</p> <p>定額個人年金保険 (円貨建)</p> <p>定額個人年金保険 (外貨建)</p> <p>変額個人年金保険 変額終身年金保険 変額終身介護年金保険</p>	<p>払い込まれた保険料が、あらかじめ決められた予定利率で運用される個人年金保険です。運用期間中にわたって予定利率が変わらない固定利率タイプと、定期的に予定利率の見直しが行われる変動利率タイプがあります。</p> <p>国債等の債券を中心に運用するため、債券価格の変動リスクや、発行体の信用リスクがあります。また保険会社の破綻または財産状況の変化によりご契約時の保険金等が削減される信用リスクがあります。</p> <p>保険料を外貨で運用するタイプの個人年金保険です。外国国債等の債券を中心に運用するため債券価格の変動リスク、発行体の信用リスク、為替リスクなどがあります。また保険会社の破綻または財産状況の変化によりご契約時の保険金等が削減される信用リスクがあります。</p> <p>保険料の運用実績によって、将来受け取る年金額等が増減する個人年金保険です。ファンドを通じて、国内外の株式・債券等に投資されますので、株価変動リスク、債券価格の変動リスク、為替リスク、発行体の信用リスク等の投資リスクがあります。ファンドにより投資対象の内訳は異なります。また保険会社の破綻または財産状況の変化によりご契約時の保険金等が削減される信用リスクがあります。</p>				
<p>2. 年金受取方法</p>	<p>主な年金受取方法は以下の通りです。商品毎に異なりますのでご注意ください。</p> <table border="1" data-bbox="502 1339 1513 1496"> <tr> <td data-bbox="502 1339 694 1384">確定年金</td> <td data-bbox="694 1339 1513 1384">あらかじめ定めた一定期間、年金が受取れます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1384 694 1496">保証期間付 終身年金</td> <td data-bbox="694 1384 1513 1496">被保険者が生存している限り、年金を一生受取れます。被保険者が死亡するとその時点で年金は終了しますが、保証期間内であれば、残りの保証期間の年金相当分は遺族に支払われます。</td> </tr> </table> <p>※運用期間終了時に、年金受取りに代えて、一括受取の選択も可能です。</p>	確定年金	あらかじめ定めた一定期間、年金が受取れます。	保証期間付 終身年金	被保険者が生存している限り、年金を一生受取れます。被保険者が死亡するとその時点で年金は終了しますが、保証期間内であれば、残りの保証期間の年金相当分は遺族に支払われます。
確定年金	あらかじめ定めた一定期間、年金が受取れます。				
保証期間付 終身年金	被保険者が生存している限り、年金を一生受取れます。被保険者が死亡するとその時点で年金は終了しますが、保証期間内であれば、残りの保証期間の年金相当分は遺族に支払われます。				
<p>3. 保険料払込方法</p>	<p>①静岡銀行では一時払による申込みのみ取扱っております。</p> <p>②商品によっては運用期間中に、保険料の増額が可能なものもあります。</p>				
<p>4. 重要事項</p>	<p>①預金保険の対象外です。（「生命保険契約者保護機構」の補償対象となります）</p> <p>②解約返戻金や死亡保険金は、払込保険料相当額を下回る場合があります。</p> <p>③個人年金保険商品のお申込みの有無が、お客さまと銀行とのその他の取引に影響を及ぼすことは一切ございません。</p>				
<p>5. 保険代理店</p>	<p>お客さまのご契約に関しては、静岡銀行を「幹事代理店」、静岡保険総合サービス㈱を「非幹事代理店」とし、両代理店が業務を分担して取り扱います。</p>				
<p>6. 当行が契約している 指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 <連絡先>全国銀行協会相談室 TEL.0570-017109 または 03-5252-3772</p>				
<p>7. その他</p>	<p>法令等の規制により、以下に該当しますとお申込みいただけない場合があります。</p> <p>①静岡銀行へのご融資のお申込みあるいはご相談中の場合</p> <p>②静岡銀行のご融資先関係者等の場合</p> <p>③特定の事業所にお勤めされている場合</p>				